

地域社会との関係

統一苦情処理手順

教育委員会は、教育プログラムに適用される州法と連邦法および規制を確実に順守する第一の責任が当地区にあることを認識しています。理事会は、可能な限り、苦情を早期に解決することを奨励します。より正式な手続きを必要とする苦情を解決するために、理事会は、5 CCR 4600-4670 およびそれに付随する行政規則に明記されている苦情処理に関する統一システムを採用するものとします。

UCPの対象となる苦情

以下のプログラムおよび活動に関する苦情の調査および解決には、地区の統一苦情処理手続（UCP）が使用されるものとします。

1. 妊娠中および子育て中の学生に対する配慮（教育法46015条）
2. 成人教育プログラム（教育法 8500条-8538、52334条-7、52500条-52617条）
3. 放課後教育および安全プログラム（教育法 8482条-8484.65）
4. 農業キャリア技術教育（教育法52460-52462）
5. キャリア技術・技能教育およびキャリア技術・技能訓練プログラム（教育法 52300条～52462）
6. 保育・発達プログラム（教育法 8200条-8488）
7. 義務教育（教育法 54400条）
8. 統合カテゴリー別援助プログラム（教育法 33315条、34 CFR 299.10-299.12）。
9. 教育内容を伴わない授業期間（教育法 51228条1-51228.3）
10. 地区のプログラムや活動（国の財政援助により直接資金提供される、あるいはその恩恵を受けるプログラムや活動を含む）において、人種や民族、肌の色、祖先、国籍、出身国、移民の有無など、その人の実際の特性あるいは認識に基づいて差別、嫌がらせ、脅迫、いじめを行うこと。年齢、宗教、配偶者の有無、妊娠、親の有無、身体的または精神的障害、病状、性別、性的指向、性別、性自認、性表現、遺伝情報、あるいは教育法典 200 もしくは 220、政府法典 11135、または刑法 422.

地域社会との関係

統一苦情処理手順

55、で特定されるその他の特性。あるいは、その人のまたはこれらの実際の、または認識された特徴を持つ人物またはグループとの関連に基づくもの (5 CCR4610)。

11. 里親のもとにいる生徒、ホームレスの生徒、軍関係の家庭の生徒、かつて少年院にいた生徒に対する教育上および卒業上の要件 (教育法 第4864条5.7、第48853条、第4885条3.5、第49069条.5、第51225条.1、第51225条.2)
12. 生徒全員成功法 (教育法 第52059条.5; 20 USC 6301条 他)
13. 地域管理および説明責任計画 (教育法 第52075条)
14. 移住者教育 (教育法 第54440条 - 第54445条)
15. 体育の授業時間 (教育法 第51210条、第51222条、第51223条)
16. 生徒の費用 (教育法 第49010条 - 第49013条)
17. 授乳中の生徒に対する合理的配慮 (教育法 第222条)
18. 地域職業センターおよびプログラム (教育法 第52300条 - 第52334条.7)
19. 連邦や州の特定資金調達連結申請に必要な学校現場評議会 (教育法第64001条)
20. 学校の安全計画 (教育法 第32280条 - 第32289条)
21. 州の就学前教育プログラム (教育法 第8207条 - 第8225条)
22. 免許免除プログラムにおける州の就学前健康安全問題 (教育法 第8212条)
23. 免許免除プログラムにおける州の就学前健康安全問題 (教育法 第8212条)
24. 苦情申し立て者、苦情申し立てプロセスの他の参加者、または本ポリシーの対象となる違反を発見または報告するために行動した人に対する報復を主張するあらゆる苦情。
25. 公教育長または教育省が指定するその他の州または連邦政府の教育プログラム。

地域社会との関係

統一苦情処理手順

理事会は、申し立ての内容によっては、裁判外紛争解決手続（ADR）が、すべての当事者が納得する形で苦情を解決するためのプロセスを提供できることを認識しています。調停などのADRプロセスは、複数の生徒と成人が関与していない苦情を解決するために提供されることがあります。ただし、調停は、性的暴行を伴う苦情、または調停の当事者が参加を余儀なくされると感じる合理的な危険がある場合、その解決のために提供または使用されてはなりません。教育長または指名された者は、ADRの利用が州法および連邦法に合致していることを確認するものとします。

地区では苦情の調査においては、法律の定めるところに従い、関係者の守秘義務を守るものとします。報復や違法な差別（差別的な嫌がらせ、脅迫、いじめなど）を主張する苦情については、適切な場合、苦情処理過程の完全性が維持される限り、教育長または指名された者が、苦情申立者及び／または苦情申立者と異なる場合は苦情対象者の身元を秘匿するものとします。

UCPの対象ではない申し立てがUCPの苦情の中に含まれている場合、地区は、UCPではない申し立てを適切な職員または機関に照会し、地区のUCPを通じてUCP関連の申し立てを調査し、適切であれば解決するものとします。

教育長または被指名者は、本方針および付随する行政規則に明記された手順と時期を含め、UCPに関連する現行の法律と要件に対する認識と知識を確保するために、地区の職員に研修を提供するものとします。

教育長または被指名者は、各苦情とその後の関連措置について、調査中の段階と 5 CCR 4631 および 4633 の遵守に必要なすべての情報を含む記録を保持するものとします。

UCP以外の苦情について

以下の苦情は、地区のUCPの対象とはならず、指定された機関または別のプロセスで調査、解決されるものとします。

1. 児童虐待または育児放棄を申し立てる苦情は、郡の社会福祉局、保護サービス課、および適切な法執行機関に照会されるものとします。(5 CCR 4611)
2. 児童発達支援プログラムによる健康と安全の侵害を申し立てる苦情は、認可された施設の場合、以下の通りである。認可された施設については、社会福祉省に照会されます。(5 CCR 4611)

地域社会との関係

統一苦情処理手順

3. 学生が、地区が実質的な管理を行う教育プログラムあるいは活動において、状況および被申立人が 34 CFR 106.30 に定義される性的嫌がらせを受けたという申し立ては、AR 5145.71 - Title IX Sexual Harassment Complaint Procedures に明記されている通り、34 CFR 106.44-106.45 に従って採用された連邦 タイトル IX の申し立て手続きによって対処されるものとします。
4. 雇用差別やハラスメントに関する苦情は、AR 4030 - 雇用における無差別に明記されている手続きに従って、地区が調査し解決するものとし、カリフォルニア州公正雇用・住宅局へ苦情を提出する権利も含まれるものとする。
5. 特別教育に関連する州法または連邦法または規則の違反、無償で適切な公教育 (FAPE) の提供に関連する和解契約、地区が対象となる適正手続き審理命令の不履行または拒否、または地区の FAPE 提供を妨げる身体的安全に関する苦情を申し立てる場合、AR 6159.1 - 特別教育の手続き的保護と苦情に従ってカリフォルニア教育省 (CDE) に提出するものとします。(5 CCR 3200-3205)
6. 食事の計数と請求、払い戻し可能な食事、子供または大人の資格、または食堂の資金と許容される経費の使用に関する法律に対する地区の給食プログラムの不適合を申し立てる苦情は、BP 3555 - 栄養プログラムのコンプライアンスに従って CDE に提出または照会されるものとします。(5 CCR 15580-15584)
7. 地区の給食プログラムにおける人種、肌の色、国籍、性別、年齢、障害に基づく差別の申し立ては、BP 3555 - Nutrition Program Compliance に従い、米国農務省に提出または照会されるものとします。(5 CCR 15582)
8. 教科書や教材の不足、生徒や職員の健康や安全を脅かす緊急または急を要する施設の状況、教師の欠員や配置ミスに関する苦情は、AR 1312.4 - Williams Uniform Complaint Procedures に従って調査、解決するものとします。(教育法 第35186条)

法律上の参照事項 教育法、セクション200-262.4; 第 8200条 – 第8498条 第 8500条 - 第8538条; 第 18100 条 -

第18203条、第32221条.5、第32280条 -第32289条; 第 35186条;
第 46015条、第48853条 – 48853条.5; 第 4898条5、第49010条-
第49014条、第49060条-第49079条、第49069条.5、第49490条-
第49590条、第49701条、第51210条]

地域社会との関係

統一苦情処理手順

第51222条、第51223条、第51225条1-第51225条.2、第51226条-
第51226条.1、第51228条.1- 第51228条.3;
第52059条.5、第52060条 - 第52077条、第52075条、第52300条 -
第52462条、第52500条 -第52616条.24、第54000条-
第5444条5、第54460条 -第54529条、第59000条 -第59300条、
第64000条 -第64001条、第65000条 -第65001条
政府規範、セクション 11135、12900 - 12996
健康と安全規範、セクション1596.792、1596、
7925 ペナル法、セクション 422.55、422.6
規則法、タイトル2、セクション11023
規則法、タイトル5tle 5, Sections 3200-3205; 4600-4670; 4680-
4687; 4690-4694; 4900-4965; 15580-15584
United States Code, Title 20, Sections 1221; 1232g; 1681-1688; 6301-
6576; 6801-7014
アメリカ合衆国法、タイトル29, セクションn 794
アメリカ合衆国法、タイトル42, セクション2000d-2000e-17; 2000h-
2-2000h- 6; 6101-6107; 11431-11435; 12101-12213
連邦規則集 タイトル 28, セクション35.107
連邦規則集 タイトル 34, セクション 99.1-99.67; 100.3; 104.7;
106.1-106.82; 106.8; 106.9; 110.25

採択ポリシー: 11/17/1992 (以下和式年月日記載省略)

修正ポリシー: 12/17/2002; 11/03/2010; 03/11/2014; 04/15/2014; 05/06/2014;
04/05/2016; 10/18/2016; 08/15/2017; 02/06/2018; 05/01/2018;
06/04/2019、07/14/2020、02/16/2021;
04/05/2022

(旧 BP 1312)